

令和2年7月3日

## ふるさと納税に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町及び佐賀県みやき町をふるさと納税の対象となる団体として指定したので、お知らせいたします。

なお、指定対象期間は、令和元年6月1日から令和2年9月30日までとします。

（連絡先）自治税務局市町村税課  
担当：五月女、阿久津  
電話：03-5253-5669（直通）